

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日休む、  
が翌日  
の翌日  
当たると  
する)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則 (総務課)

鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則 (長寿社会課)

◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則 (総務課)

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (シ)

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (シ)

鳥取県立高等学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則 (高等学校課)

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則 (生涯学習課)

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 (同和教育課)

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (文化課)

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則 (体育保健課)

◇教委訓令 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)

課)

◇公安規則 鳥取県警察国物品管理規則の一部を改正する規則 (会計課)

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (地域課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

一次の公の施設の利用許可申請に当たっては、押印を要しないものとする事とした。

1 県立県民文化会館

2 県立童謡館

3 県立農村総合研修所

4 県立営農研修館

5 県立二十一世紀の森

6 県立布勢総合運動公園及び県立東郷湖羽合臨海公園

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則

一 七十歳以上の者が次の施設を利用する場合は、当該施設の使用料を減免することができることとした。

1 県立健康増進センター

2 県立布勢総合運動公園

- 3 県立東郷湖羽合臨海公園
  - 4 県立鳥取港海友館
  - 5 県営武道館、屋内プール及びライフル射撃場
  - 6 県立博物館
  - 7 県立倉吉体育文化会館
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立県民文化会館管理規則及び鳥取県立児童謡館管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成五年三月鳥取県規則第二十八号)及び鳥取県立児童謡館管理規則(平成七年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「遷」を「森」に改め、「遷」を削る。

(鳥取県立農村総合研修所管理規則、鳥取県立営農研修館管理規則及び鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立農村総合研修所管理規則(昭和五十九年九月鳥取県規則第五十九号)、

鳥取県立営農研修館管理規則(昭和五十年七月鳥取県規則第四十三号)及び鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和六十年三月鳥取県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「遷」を「森」に改め、「遷」を削る。

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第三条 鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号の二中「遷」を「森」に改め、「遷」を削る。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県立健康増進センター管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立健康増進センター管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立健康増進センター管理規則(昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 七十歳以上の者がトレーニングホールを一般利用し、又はプール(水泳教室に係るものを除く)、テニスコート若しくは入浴施設を利用する場合 免除

第八条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。  
(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第二条 鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条第一項又は第二項」を「第八条第一項から第三項まで」に改める。  
第八条第一項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 七十歳以上の者が知事が別に定める有料公園施設を利用するとき。

第八条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第九条第一項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

様式第十号中「~~海8海3海~~」を「~~海8海4海~~」に改める。

様式第十一号中「~~海8海4海~~」を「~~海8海5海~~」に改める。

(鳥取県立鳥取港海友館管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県立鳥取港海友館管理規則(平成七年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「受けようとする者」の下に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、同条第二項に次のただし書を加え、同条中同項を第三項とする。

ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 利用許可を受けようとする者で条例第六条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。  
第八条を次のように改める。

(使用料の減免)

第八条 条例第六条の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

- 一 七十歳以上の者が利用するとき。
  - 二 その他知事が特に必要があると認めたととき。
- 2 前項第二号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第二号による

申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)  
第四条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 七十歳以上の者が利用(貸切りでない場合に限る。)するとき。

第二条の表鳥取県営屋内プールの項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 七十歳以上の者が一般利用するとき。

第二条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄を次のように改める。

一 七十歳以上の者が施設を利用(貸切りでない場合に限る。)するとき。

二 その他ライフル射撃の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。  
第二条の表鳥取県立博物館の入館料の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 七十歳以上の者が通常展示を観覧するとき。  
第二条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 七十歳以上の者が体育館を一般利用するとき。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

### 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

#### 鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

全国高校総 体推進室		福 利 課	
福 利 課		業務係、 福祉係、 給付係	

を

福 利 課		業務係、 福祉係、 給付係	
全国高校総 合文化祭推 進室		福 利 課	

に改める。

第三条中全国高校総体推進室の項を削り、同条に全国高校総合文化祭推進室の項として次のように加える。

- 一 全国高等学校総合文化祭の開催準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。
- 二 全国高等学校総合文化祭の運営に関すること。

第五條第二項中「全国高校総体推進室長」を「全国高校総合文化祭推進室長」に改める。

第六條第二項中「室に」の下に「参事」を加える。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

#### 鳥取県教育委員会規則第二号

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「体育主事」を「健康管理主事」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「学年当初に」を削り、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地震災害等が発生した場合の対応に関する事項

第四十九条に次の一項を加える。

4 校長は、第一項の計画を変更したときは、速やかに、教育長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校授業料等減免規則(昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

職業・勤務先  
又は学校・学年

を

学校・学年

に「殿」を「様」

に改める。

様式第三号中

氏 名	年 齢	年 中 の 所 得 額	氏 名	年 齢	職 業 又 は 勤 務 先	年 中 の 所 得 額

を


に改める。

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第二条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「職業」を削り、「股」を「様」に改める。  
 様式第八号中「選」を「様」に、  
 「本籍」を「住所」に改める。  
 「住所」を「電話」に改める。

本人関係事項	本籍	戸籍筆頭者か本人でないとき	戸籍筆頭者の氏名	生年
	卒業後の連絡先と就職の所在地			月日

年	月	日	本人との続柄
---	---	---	--------

本人関係事項	卒業後の連絡先 (納入通知書等送付先)	〒
		電話 ( )

に改める。

様式第十一号中「職業」を「在学」に、「股」を「様」に改める。  
 「本籍」を「住所」に改める。

様式第十三号中  
 「現住所」を「住所」に、「股」を「様」に改める。  
 「続柄」を「続柄」に改める。  
 「職業」を「職業」に改める。

(鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正)  
 第三条 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和五十二年二月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

在学高等学校	高等学校 ( 分校 )	定時制課程	科第	年入
就業箇所		通信制	科第	年入

「在学高等学校」

在学高等学校	高等学校 ( 分校 )	定時制課程	科第	年入
		通信制	科第	年入

「所得見積金額」

所得見積金額		就業箇所	
--------	--	------	--

に改め、同様式の注を削る。  
 様式第二号中「、人物、身体とも健全であり」と並び「股」を「様」に改める。  
 様式第三号中「職業 ( )」を「股」を「様」に改める。

様式第四号中「股」を「様」に改める。

本人	連絡先	郵便番号
卒業後の連絡先 (納入通知書等送付先)	就業先	〒

「本人」

本人	郵便番号
卒業後の連絡先 (納入通知書等送付先)	〒

に改める。

様式第七号中「殿」を「様」に

新進帯保証人			
住 所	氏 名	職 業	郵便番号 □□-□□
本人との続	本人との続	本人との続	本人との続

を

新進帯保証人			
住 所	氏 名	職 業	郵便番号 □□-□□
本人との続	本人との続	本人との続	本人との続

に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「遷」を「移」に改め、「~~④~~」を削る。

(鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「遷」を「移」に改め、「~~④~~」を削る。

(鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第三条 鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則(昭和五十四年十二月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「遷」を「移」に改め、「~~④~~」を削る。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「一八、五〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に、「四六、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「七九、〇〇〇円」を「八二、〇〇〇円」に改める。  
様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号（第七条、第20条関係）

鳥 取 県 進 学 奨 励 資 金 貸 与 申 請 書									
フリガナ 申請者氏名			年 月 日 生 男 女		住 所		郵便番号 □□□-□□		
在学学校 国公立 私立		高等学校 大学		課程 学部		学科		局 科 番 年次	
所在地 授業科		年 月 入 学		修業年限		年			
他の奨励資金の貸与の有無					千円				
日本育英会の育英資金の貸与					有 ・ 無				
母子及び寡婦福祉修学資金の貸与					有 ・ 無				
鳥取県育英奨励資金の貸与					有 ・ 無				
氏 名					続 柄		在 学 校 名		備 考
氏 名					年 齢		本人		
家庭の状況									
申請する奨励資金の種類					1 高等学校等奨励資金		3 高等学校等通学用品等助成金		
					2 大学奨励資金		4 大学通学用品等助成金		
上記のとおり相違ありませんので、鳥取県進学奨励資金貸与規則の規定により、進学奨励資金の貸与を申請します。									
年 月 日		申 請 者 氏 名		印					
		連帯保証人		郵便番号 □□□-□□					
		住 所		(電話) 局 番					
		氏 名		年 月 日 生					
		申請者との続柄 ( )							
鳥取県教育委員会 様									
注 身体障害者手帳等の交付者等のある場合は、備考欄に記入すること。									



様式第 2 号（第 7 条、第 20 条関係）

フリガナ		世帯主氏名		郵便番号 □□□-□□□□		局 番		申請者氏名	
世帯主住所		収入 状 況		所得額 (給与以外の所得)		年 分		備 考	
氏 名	申請者との続柄	給与所得	給与以外の所得	合計	年 分				
	本人	( )	( )	( )					
		( )	( )	( )					
		( )	( )	( )					
		( )	( )	( )					
		( )	( )	( )					
合 計		( )	( )	( )					
生活保護の受給の有無					有 ・ 無				
上記のとおり相違ないことを証明する。									
年 月 日					市町村長 氏 名				
年 月 日					市町村教育委員会教育長の所見				
年 月 日					教育長 氏 名				
注 「所得額」及び「生活保護の受給の有無」の欄は、市町村長が記入すること。ただし、当該欄の記入については、市町村長発行の所得証明書で替えることができる。					印				

様式第 4 号（第 13 条、第 20 条関係）

収入印紙 ⑩

借入金額 円

進学奨励資金借用証書

私は、上記の金額の進学奨励資金の貸与を受けました。ついては、鳥取県進学奨励資金貸与規則の規定及び下記奨励資金返還明細書に従い、滞りなく返還します。

本人 年 月 日 住所 郵便番号 □□□-□□□□ 局 番

連帯保証人 氏 名 住所 郵便番号 □□□-□□□□ 局 番

鳥取県教育委員会 様

記

### 進学奨励資金返還明細書

決定番号	氏名	借入期間	借用月数	借用月額	返還期間	借用金額	年
借入金額内訳	奨学金	年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年
		年 月～年 月	月 月	円	年 月～年 月	円	年

借用終了年月日 年 月 日 借用終了事由

返還方法及び返還期日

職 年 職	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 1 回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 2 回以降	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ただし、最終回の返還金額は	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 1 回	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 2 回以降	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ただし、最終回の返還金額は	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

連絡先 郵便番号 □□□-□□□□ (電話) 局 番



(鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部改正)

第一条 鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、「申し出ることをもつて」の下に、「同欄第四号に定める事由による場合にあつては運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもつて」を加え、「同項」を「前項」に改める。

様式第一号中「澤」を「森」に改め、「㊦」を削る。  
様式第三号のその1の備考3中「~~平~~」を「~~木~~」に改め、「~~生~~」の次に「~~平~~」を加える。

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則(昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、「申し出ることをもつて」の下に、「同欄第四号に定める事由による場合にあつては運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもつて」を加える。

様式第一号及び様式第二号中「澤」を「森」に改め、「㊦」を削る。  
様式第三号のその1の備考3中「~~平~~」を「~~木~~」に改め、「~~生~~」の次に「~~平~~」を加える。

(鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部改正)

第三条 鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則(昭和五十七年六月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)第二条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第一号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者(貸切り以外の方法で利用しようとする者に限る。)は、運転免許証、

国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもつて前項の申請書の提出に代えることができる。

様式第一号及び様式第二号中「澤」を「森」に改め、「㊦」を削る。  
(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第四条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和五十六年三月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、「申し出ることをもつて」の下に、「同欄第五号に定める事由による場合にあつては運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもつて」を加え、「同項」を「前項」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「澤」を「森」に改め、「㊦」を削る。  
様式第四号の備考2中「~~平~~」を「~~木~~」に改め、「~~生~~」の次に「~~平~~」を加える。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

### 教育委員会訓令

#### 鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成八年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年四月鳥取県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「全国高校総体推進室長」を「全国高校総合文化祭推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県公安委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

鳥取県警察国有物品管理規則（昭和四十年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「返戻し、物品保管書に押印するものとする」を「返戻ししなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 物品供用員は、前項の規定により物品の返戻を受けたときは、物品保管書に押印するものとする。

様式第一号の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、複写式とし、2部提出すること。

様式第一号の備考3を削る。

様式第一号の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第三号の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、複写式とし、2部提出すること。

様式第三号の備考3を削る。

様式第四号の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、複写式とし、2部提出すること。

様式第四号の備考3を削る。

様式第五号中

物品出納員	物品出納員	物品出納員	物品出納員	物品出納員	物品出納員
席	席	席	席	席	席
係長	係長	係長	係長	係長	係長
係員	係員	係員	係員	係員	係員

を

物品出納員	物品出納員
物品出納員	物品出納員

次席 (次長)	係長	係員

に

使用目的	使用目的
物品供用簿登記済	物品供用簿登記済
年月日	年月日
⑤	⑤

を

使用目的	使用目的
------	------

に改め、同様式の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、複写式とし、2部作成すること。

様式第五号の備考3を削る。

様式第六号の備考を次のように改める。

備考 決裁欄は、適宜変更しても差支えない。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 (第11条、第12条関係)

品目	田	規格、品質等 番号	保管者	受領 年月日	額 印	返 年月日	戻 印	摘要	物品番号	物品数量	取得年月日
物											
品											
管											
箱											

備考 この保管箱は、毛布、出勤服、鉄砲等のようなもので、物品使用員が保管し、必要に応じて一時使用させるような物品については、作成しないことができる。

様式第八号の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、複写式とし、2部提出すること。

様式第八号の備考3を削る。

様式第九号の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、3部複写とし、3部提出すること。

様式第九号の備考3を削る。

様式第十号の備考を次のように改める。

備考 使用職員が報告する場合には、官職も記入すること。

様式第十一号の備考2を次のように改める。

2 この用紙は、複写式とし、2部作成すること。

様式第十一号の備考3を削る。

様式第十四号の備考を削る。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則 (昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号) の一部を次のように改正する。

第五条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第六条の四中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の二号を加える。

五 留置場の管理及び留置人に関すること。

六 護送に関すること。

第十九条第一項中「監察官室」を「警務部」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(広報官)

第十九条の二 警務部に、広報官を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

2 広報官は、上司の命を受け、広報及び公聴に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十条の三の次に次の一条を加える。

(銃器対策室)

第二十条の四 生活保安課に、銃器対策室を附置する。

2 銃器対策室の位置は、鳥取市とする。

3 銃器対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、銃器対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(通信指令室)

第二十一条の二 地域課に、通信指令室を附置する。

2 通信指令室の位置は、鳥取市とする。

3 通信指令室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、通信指令室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表鳥取県米子警察署の皆生交番の項所管区等の欄中「皆生」の下に「皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目」を、「東福原」の下に「新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目」を加え、同表鳥取県米子警察署の米子市石井警察官駐在所の項中

米子市石井警察官駐在所

米子市石井

米子市石井

を

米子市成実警察官

駐在所 米子市奈喜良 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。